

## 第8章 視覚障害者誘導用ブロック

### 8-1 視覚障害者誘導用ブロック

(視覚障害者誘導用ブロック)

第34条 歩道等、立体横断施設の通路、乗合自動車停留所、路面電車停留場の乗降場及び自動車駐車場の通路には、視覚障害者の移動の円滑化のために必要であると認められる箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。

2 視覚障害者誘導用ブロックの色は、黄色その他の周囲の路面との輝度比が大きいこと等により当該ブロック部分を容易に識別できる色とするものとする。

#### (1) 概説

視覚障害者には全盲の視覚障害者と弱視の視覚障害者がおり、このうち弱視の視覚障害者の割合は6割を超えている(平成8年11月1日 厚生省調査結果)。

視覚障害者は、視覚障害者誘導用ブロックを歩行の手助けとしており、視覚障害者誘導用ブロックを直接足で踏むことや白杖で触れることにより認識するほか、弱視者は、視覚障害者誘導用ブロックの色と周囲の路面の色のコントラストにより認識している場合もある。

視覚障害者の移動の円滑化を図るためには、安全かつ円滑に歩行できるよう視覚障害者を誘導し、かつ、視覚障害者が段差等の存在を認識し又は障害物を回避できるよう、視覚障害者を誘導するためのブロック(視覚障害者誘導用ブロック)を設ける必要がある。

#### (2) 視覚障害者誘導用ブロックの定義

#### (3) 種類

#### (4) 形状・寸法等

#### (5) 材料

#### (6) 色彩

### 8-2 設置の考え方

## 8 - 3 設置の方法

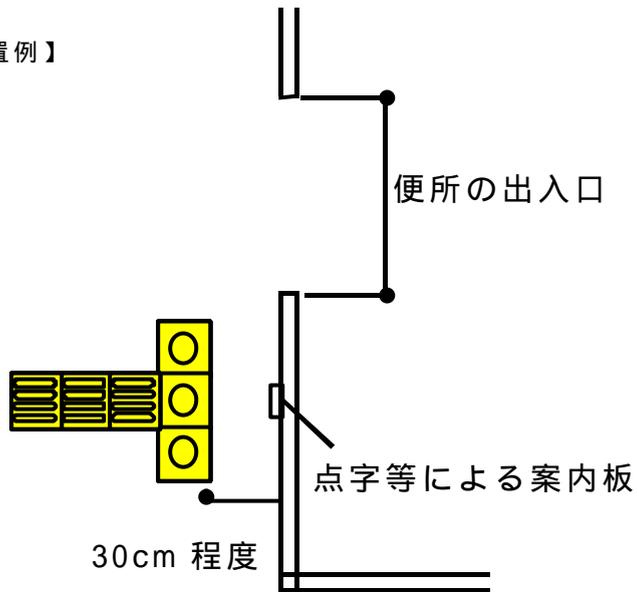
### (1) 基本的考え方

### (2) 設置の原則

追加事項

参考：視覚障害者誘導用ブロックの設置例

【便所の設置例】



参考文献  
 (視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説より)  
 (公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備ガイドラインより)

### (3) 施工

### (4) 点検

## 8 - 4 案内誘導の高度化

(視覚障害者誘導用ブロック)

- 3 視覚障害者誘導用ブロックには、視覚障害者の移動の円滑化のために必要であると認められる箇所に、音声により視覚障害者を案内する設備を設けるものとする。

視覚障害者誘導用ブロックは、線状ブロックで移動方向を、点状ブロックで危険物や方向転換点の存在を示すものであるが、分岐する場合のそれぞれの目的地までの経路や、具体的な危険物の内容を認識することは困難である。そのため、たとえ視覚障害者誘導用ブロックが設置されていたとしても、初めての場所に単独で行く場合や歩行動線が複雑に分岐する場合には、不安を感じる視覚障害者も多く存在する。

従って、視覚障害者の歩行を支援するためには、視覚障害者誘導用ブロックの整備だけでなく、歩行動線が分岐する交差点や交通結節点等の主要地点付近において、目的地への経路等について音声等による適切な情報提供を行うことが有効である。

視覚障害者に対する音声案内については、これまで多数の民間企業や関係省庁において研究・実用化がなされているものの、現状では提供情報の内容、機器の様式、設置位置等について統一された基準が無いため、導入に際しては、視覚障害者等の利用者の意見を聞くとともに、機器の汎用性を考慮するなど、慎重な検討が必要となる。